

ドライブレコーダー普及促進事業費補助について

交通安全意識の向上や地域の防犯対策、地域振興を図ることを目的として、ドライブレコーダーの設置に対する補助を行います。

補助対象

ドライブレコーダー本体の購入および設置費用（取付に要する器具を含む。設置のみは不可）

補助金額

購入費に係る経費の2分の1（町内で購入し、町内の事業所で設置した場合の設置費を含む）
（補助上限額10,000円、ただし、町内企業製品は上限額に5,000円を加算、町内販売店からの購入は上限額に5,000円を加算）

対象製品

- (1) 電波法などの法令に適合しているもの
- (2) エンジン開始時に自動的に録画機能が開始するもの
- (3) 有効画素数が200万画素以上
- (4) 常時録画を行った場合、2時間以上録画のできるもの
- (5) パソコンにより記録データの再生ができるもの

補助対象者など

- (1) 町内に住所を有し、住民基本台帳に記載されている者（一人一台）
- (2) 運転免許証を保有する者
- (3) 自動車検査証の使用者氏名と運転免許証の氏名が同一の者
- (4) 町税および自動車税などの延滞がない者
- (5) ドライブレコーダーの転売を目的としていない者
- (6) ドライブレコーダーを設置する自動車を自家用（事業用は不可）として使用する者
- (7) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有していない者

提出書類

- (1) 運転免許証（写）
- (2) 自動車検査証（写）
- (3) 自動車税などの納税証明書（写）
- (4) 領収書、保証書、購入金額および購入日が確認できる書類
- (5) ドライブレコーダーの機能が確認できる取扱説明書
- (6) ドライブレコーダー設置状況の写真

警察への協力

事故または犯罪捜査に係る警察へのデータ提供（任意）

実施期間

令和3年4月1日から3年間

申し込み

安全安心課へ申請書を提出。
（安全安心課窓口・町ホームページで入手可）



高齢者安全運転支援装置設置補助事業について

昨年度に引き続き、高齢者のブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故を抑止するため、「安全運転支援装置」の設置費を補助します。

補助対象となる装置

既販車に対して後付けで設置する装置で、国の性能認定制度で認定された後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置

対象

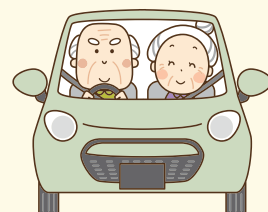
自家用車に安全運転支援装置を設置する個人で、次の全てに該当する人・令和3年4月1日以降に装置を設置した人、これから設置する人・町内に住所を有する65歳以上の人（令和3年度に満65歳以上となる人）・運転免許証を保有する人・補助対象車両の自動車検査証に記載された使用者・自動車税または軽自動車税の滞納のない人

補助金額

安全装置の購入費および設置に係る個人支払額の5分の4を補助（補助の上限）
障害物検知機能付き32,000円 障害物検知機能なし16,000円
※補助は1人1台まで、予算の範囲内で実施します。

申し込み

令和4年2月28日までに安全安心課へ申請書を提出。
（安全安心課窓口・町ホームページで入手可）
※取扱事業者は、一般社団法人次世代自動車振興センターの認定を受けた事業者となります。





自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助について

自転車乗車用ヘルメットの購入について自転車を利用する児童・生徒・高齢者の購入費の一部を補助します。

補助対象製品	自転車乗車時に着用し頭部を保護する目的で製造されたヘルメットで、安全基準 (SG、JCF、CE、GS、CPSCマーク) の満たす新品	
補助金額	購入費に係る経費の2分の1 (補助の上限額2,000円、県費1,000円含む。町内の販売店からの購入は上限額に500円を加算) ※補助は1人1個まで、予算の範囲内で実施します。	
補助対象者	当該年度内の満年齢で、 (1) 町内に住む小中学生および高校生と18歳までの人 (2) 町内在住の65歳以上の人	
提出書類	領収書など、商品名、購入金額および購入日が確認できる書類および写真 ※ヘルメットの確認をしますので申請時にご持参ください。	
実施期間	令和3年4月1日から3年間	申し込み 安全安心課へ申請書を提出。 (安全安心課窓口・町ホームページで入手可)
町内の販売店	河村サイクル、サイクルショップカサイ、(株)東郷堂、ワークマン名古屋東郷店、アルペンアウトドアーズららぽーと愛知東郷店	



マイナンバーカード休日臨時窓口開設中です!!

◎問い合わせ 住民課 ☎0561-56-0731

マイナンバーカードは、健康保険証として利用(事前登録が必要です)が開始され、ますます便利になっていきます。また、キャッシュレス決済サービスで25%(上限5,000円分)もらえるマイナポイントについては、3月末までにマイナンバーカードを申請した方までが対象ですが、9月末まで延長されます。今後もマイナンバーカードはお薬手帳として利用など様々なサービスに活用されるよう国の方で検討されているところです。マイナンバーカードは、平日の役場開庁時での来庁が困難な人に臨時窓口を開設していますのでご利用ください。

休日臨時窓口

とき	4月4日(日) 午前9時~正午【5月は5月2日(日)を予定】
ところ	住民課
費用	無料(マイナンバーカード再発行は電子証明書付き1,000円)
持ち物	マイナンバーカード受取

- ①通知書(はがき)、②通知カード、③住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)、④身分証明書(運転免許証など)

マイナンバーカード申請

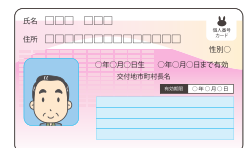
- ①身分証明書(運転免許証など)②顔写真(縦4.5センチ×横3.5センチ、写真撮影補助希望の人は不要)

※上記に加えて通知カードをお持ちいただき、かつ電子証明書の暗証番号設定を依頼された人は、マイナンバーカードを郵送(本人限定郵便など)でお渡しできます。

電子証明書の更新・電子証明書のロック解除

マイナンバーカード

その他	今回に限り転出転入手続きや証明書発行などマイナンバーカードに関係した業務以外にも対応しています。(詳しくは広報とうごう3月号をご覧ください) (4月10日、24日(土) 午前9時~正午の諸証明休日発行窓口でも対応しています。)
------------	---



平日夜間臨時窓口

とき	4月15日(木) 午後5時15分~8時【5月は5月20日(木)を予定】
ところ、費用、持ち物、その他	については、上記休日臨時窓口と同じです。

